

役員等名簿

令和3年4月1日現在

理事長	村主 康瑞			
理事・評議員	児玉 義隆	佐伯 俊源	壁瀬 宥雅	菅 智潤
	東條 仁哲	藤田 浩哉	吉田 正裕	網代 智明
	井上 真一	小池 弘三		
監事	加藤 秀昭	鈴木 蔵人		
評議員	左右田昌幸	近棟 健二	吉水 仁	上原 雅明
	麻生 紀雄	國定 道晃	合田 和教	佐々木善康
	村主 祥瑞	谷内 弘照	藤田 隆乗	松村 隆誉
	村岸 定光	喜田 全恵	岡村 光真	

## 学校法人綜藝種智院役員報酬に関する規則

制定 平成 12 年 12 月 12 日 規則第 10 号  
改定 平成 28 年 12 月 10 日 規則第 1-②号  
平成 29 年 3 月 24 日 規則第 3 号

### (目的)

第 1 条 この規則は、学校法人綜藝種智院寄附行為第 6 条に定める本学園の役員で非常勤の者(以下単に「役員」という。)に報酬を支給するために必要な事項を定め、その適正化を図り、以て学園業務の円滑な遂行に資することを目的とする。

### (報酬)

第 2 条 役員は報酬は次のとおりとする。ただし、本学園の現状に鑑み、当分の間、役員は支給しない。

理事長 月額 200,000円

### (支給期間)

第 3 条 月額により定められている役員は、その職に就いた日の属する月分から、任期満了、辞職、死亡等によりその職を離れた月分までを支給する。

ただし、重複しては、報酬を支給しない。

### (退職金)

第 4 条 役員には退職金を支給しない。

### (委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し、必要な事項は、規程で定める。

付 則 (平成 12 年 規則第 10 号)

### (施行期日等)

この規則は、公布の日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 (平成28年 規則第1-②号)  
(施行期日等)  
この規則は、平成28年12月10日から施行する。

付 則 (平成28年 規則第3号)  
(施行期日等)  
この規則は、平成29年3月24日から施行する。